

令和6年1月26日
健康福祉部高齢者支援課

報道機関各位

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に係る意見募集の実施について

介護保険法等の改正に伴い、厚生労働省から「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

県では国の省令を踏まえ、条例等を改正することとなり、下記の基準を定める条例等について意見募集を実施しておりますのでお知らせします。

記

1 改正する基準

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・指定介護予防サービス等の事業人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- ・介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準
- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

2 意見募集期間

令和6年1月25日（木）～令和6年2月5日（月）

問合せ先

健康福祉部 高齢者支援課
課長補佐(事業指導担当) 佐藤
電話 023-630-3120
報道監 健康福祉部次長 柴田